

第9回 富士市立中学校部活動地域展開協議会

令和8年9月7日（月）午後1時30分
富士市消防防災庁舎3階 作戦指令室

次 第

- 1 委嘱状・辞令書交付
- 2 教育長挨拶
- 3 会長選任等
- 4 報告事項
 - (1) これまでの経緯について（資料1－1～資料1－2）
 - (2) 富士市認定地域クラブ指導者講習について（資料2）
 - (3) FUJI☆KATSU の活動状況について（資料3）
 - (4) モデル事業について（資料4）
 - (5) 補助金制度について（資料5）
- 5 協議事項
 - (1) 部活動の地域展開に向けた体制整備について（資料6－1～資料6－5）
 - (2) FUJI☆KATSU 応援企業等登録制度について（資料7）
 - (3) 文化芸術活動について（資料8）
- 6 その他（連絡事項）
 - ・第10回富士市立中学校部活動地域展開協議会
 - 日時：令和8年 月 日（ ）
 - 会場：

【配布資料】

- ・次第（本紙）
- ・これまでの経緯について（資料1）
- ・富士市認定地域クラブ指導者講習について（資料2）
- ・FUJI☆KATSU の活動状況について（資料3）
- ・モデル事業について（資料4）
- ・補助金制度について（資料5）
- ・今後の部活動地域展開について（資料6－1～資料6－5）
- ・FUJI☆KATSU 応援企業等登録制度について（資料7）
- ・文化芸術活動について（資料8）

報告事項 (1) これまでの経緯について

【部活動地域展開の背景】



【国・市の部活動地域展開の動向】



【部活動の地域展開とは】

部活動の地域展開とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から、地域が主体となる地域クラブへと転換すること。

地域クラブとは、主に中学生がスポーツ・文化芸術活動を行う団体のことを意味し、そのうち、活動の理念、活動時間、参加費、指導体制、学校との連携など、市が定めた要件を満たし、認定された団体を「認定地域クラブ」と言う。

【これまでの協議内容】

第1回目の協議内容

- (1) 全体背景
- (2) 部活動の現状
- (3) 本協議会設置の趣旨
- (4) 本市の部活動の地域連携・地域移行における基本理念について
- (5) 今後のスケジュール
- (6) 令和6年度の実証的モデル事業について

第2回目の協議内容

- (1) 基本理念について
- (2) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（グランドデザイン）について
- (3) 実証的モデル事業及び本格実施後の自転車の利用について

第3回目の協議内容

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（グランドデザイン）について
- (2) 組織体制について
- (3) 指導者等の人材確保について

第4回目の協議内容

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（グランドデザイン）について
- (2) 組織体制について
- (3) 指導者等の人材確保について

第5回目の協議内容

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について
- (2) 富士市地域クラブサポーター制度について

第6回目の協議内容

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について
- (2) 富士市地域クラブ認定要件について
- (3) 受益者負担について

第7回目の協議内容

- (1) 基本方針（案）パブリックコメントについて
- (2) 富士市地域クラブ認定要件について
- (3) 受益者負担について
- (4) 指導者研修について
- (5) スケジュールについて

第8回目の協議内容

- (1) 受益者負担の考え方について
- (2) 認定地域クラブの指導者講習について

学校部活動と認定地域クラブ活動との対比イメージ

	【学校部活動】	【認定地域クラブ活動】
位置付け	学校教育の一環 (教育課程外)	社会教育の一環 (学校と連携して行う)
運営団体・実施主体	学校	富士市教育委員会 スポーツ・文化芸術団体等
責任	学校・富士市教育委員会	運営団体・実施主体となる団体
対象	当該校の生徒 ※合同チーム、合同部活動では、 他校の活動に参加する場合あり	主に富士市居住の生徒
指導者	教員、部活動指導員、 外部コーチ	地域の指導者 (教員の兼職兼業を含む)
活動場所	当該校の施設	学校施設 (活動場所の施設) 公共スポーツ施設・文化施設
活動日	平 日 : 少なくとも、週に 1 日以上の休養日を設ける 週休日 : 1 日以上を休養日とする	平 日 : 準備ができた団体は活動 週 2 ～ 3 日程度 週休日 : 月 4 回程度
活動時間	平日 : 2 時間程度 休日 : 3 時間程度	平日 : 2 時間程度 休日 : 3 時間程度 ※ただし、国のガイドラインにより週 11 時間程度の活動時間内で柔軟に対応可
大会参加	学校部活動として参加	認定地域クラブとして参加
費用 (保護者負担分)	用具、交通費等の実費	参加費 (月会費等)
保険・補償	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度に加入済み	各種傷害保険等に参加 (災害共済給付対象外)
指導者の報酬等	休日 3 時間以上は特殊勤務手当	運営団体が報酬額を決定

報告事項 (2) 富士市認定地域クラブ指導者講習について

第 1 回富士市認定地域クラブ指導者講習

講習目的：富士市中学校部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針の内容を理解し、地域クラブの指導者としての資質・能力を高める。

講習日時：第 1 回 令和 8 年 7 月 25 日（土）午前 9 時 00 分～午後 4 時 20 分

受講者数：30 名

講習会場：富士市消防防災庁舎 3 階 研修室

1 部活動地域展開に関する基礎理解について（30 分）



講習では、少子化や教員の負担軽減、専門的な指導者の確保を背景とした地域展開の必要性を確認した。併せて、国や市が進めている部活動改革の方向性や、今後の地域連携の動きについて説明した。地域展開の基本方針として、子どもたちが継続的かつ安心して活動できる環境を地域全体で支える理念を共有した。

また、学校部活動と地域クラブ活動の役割分担や、認定地域クラブ活動の仕組みについて理解を

深めた。認定要件として、安全管理、適切な指導体制、保険加入、活動場所の確保、体罰等の防止が重要であることを確認した。

さらに、生徒の多様なニーズに配慮し、過度な活動や勝利至上主義に偏らない運営の必要性について確認した。保護者に対しては、活動内容、費用、送迎、安全対策等を丁寧に説明し、理解と協力を得ることが求められ、学校との連携では、生徒の状況や活動上の課題を共有し、相互に情報交換を行うことの重要性を確認した。

2 指導者としての基本姿勢について（60 分）



静岡大学グローバル共創科学部の祝原豊教授を招聘した。

講義では、「指導者としての基本姿勢について～スポーツ・インテグリティを切り口に～」をテーマにご講話いただいた。本講演では、スポーツを安全かつ楽しく継続するために、指導者が果たす役割について説明された。

スポーツは競技力向上だけでなく、心身の健全な発達や人間形成のための手段として捉えることが重要であることを確認した。

日本のスポーツ現場では、暴力・暴言、過度な上下関係、勝利至上主義などが問題となる場合があり、これらを防ぐには、指導者と選手が対等に学び合い、選手主体の環境を整える必要があることを確認した。指導者は選手の目標や意思を尊重し、必要に応じて助言・選択肢の提示・質問・見守りを使い分けることが求められ、選手の失敗を成長の機会として認め、段階に応じた支援を行うことも重要であることを説明した。

また、指導者自身が感情を適切に管理し、レジリエンスや成長マインドセットを身につける必要があることや、努力や小さな成功を認め、選手が安心して活動できる環境と、受け入れられているという感覚を育むことの重要性を確認した。さらに、インテグリティ（誠実さ・真摯さ）の実現には、ルール遵守だけでなく、相手を思いやるマナーやモラルを実践する姿勢が欠かせないことを確認した。

最後に、指導者は失敗を恐れず、学び続ける姿勢を持つことで、より良い指導と選手の成長を支援できるとまとめられた。

3 安全確保・危機管理について（30分）



本説明では、子どもたちが安心して活動できる環境を整えるため、活動前の安全確認の重要性について説明した。

設備や床面、動線、用具の状態を事前に点検し、担当者や確認方法を明確にすることが必要であることを確認した。

また、混雑や疲労、強風などの危険を予測し、用具に不具合がある場合は直ちに使用を中止することを確認した。

けがの予防には、十分な準備運動、水分補給、休憩、体調確認を徹底することが大切であり、頭部や首のけがは軽く判断せず、異常が見られた場合は運動を中止し、保護者や医療機関と速やかに連携する必要があることを確認した。

熱中症対策として、暑さ指数（WBGT）を活用し、早期発見と早期冷却、活動内容や休憩時間の工夫を行うことが求められることや、天候急変時には、複数の指導者で判断し、明確な基準に基づいて早めに活動を中止し、安全な帰宅につなげることが重要であることを説明した。指導者の複数配置や役割分担を進め、一人に判断や対応が集中しない運営体制を整えることを確認した。

最後に、自転車のルールについてのプリントを確認し、クラブで配布しながら説明するように説明した。

4 個人情報保護について（30分）

個人情報とは、氏名や生年月日、指紋、DNA、写真・映像など、個人を識別できる情報を指し、学校名や学年など、他の情報と照合して個人を特定できるものも含まれることを確認した。

取扱いでは、必要な範囲で取得し、目的外利用をせず、安全に管理し、無断で第三者に提供しないことが重要であることを伝えた。

守秘義務・法令の確認

- 1 生徒や家庭の事情、相談内容、健康情報などを他者に話さないこと。
- 2 「個人情報の保護に関する法律」に抵触する違法行為があった場合、厳しい刑事罰の規定があることを認識すること。



認定地域クラブでは、名簿、出欠表、保護者の連絡先、健康状態や配慮事項などを扱う可能性があり、紙資料やUSBメモリは紛失や他人の目に触れる危険があるため、厳重に管理する必要があることを確認した。電子データはパスワード、アクセス権限、ネットワーク対策を徹底し、クラウドの設定ミスにも注意し、写真や動画をSNS等へ掲載する際は、生徒本人および保護者の同意を得て、公開

後の拡散や完全削除が困難であることを周知することを説明した。

名簿や連絡先、健康情報、家庭事情などを、本人の同意なく他者へ伝えてはならないことや、資料提出やメール送信時は、送信先や添付内容を複数人で確認し、誤送信を防止することを確認した。

最後に、万一漏洩した場合は、原因の封じ込め、事実確認、代表者・教育委員会への報告、警察への相談、関係者への説明と謝罪を速やかに行うことを確認した。

5 AED講習（180分）



AED講習では、心停止時における救命手順とAEDの正しい使用方法について確認した。

はじめに、反応の確認、119番通報、周囲へのAED手配など、救命活動の開始手順を確認した。胸骨圧迫については、胸の中央を一定のリズムで強く、速く押す方法を実習した。

人工呼吸については、気道確保や感染予防に配慮した実施方法を学んだ。AEDの仕組みや、心電図を自動解析して必要な場合に電気ショックを行う機能について説明をした。

AEDパッドの貼付位置や装着方法を確認し、音声指示に従って操作する手順を実演した。電気ショックを行う際は、傷病者に誰も触れていないことを確認するなど、安全確認の重要性について説明した。

救命手順の実演を通して、胸骨圧迫、人工呼吸、AED操作を連続して行う方法を確認した。緊急時には、周囲と協力し、救急隊が到着するまで迅速かつ冷静に対応することを確認した。

最後に、AEDを含む一次救命処置の知識と技術を身につけ、実際の場面に備える大切さを確認した。

報告事項

FUJI☆KATSU の活動状況について

部活動の受け皿となるクラブ

種目	クラブ名	対象学年	対象エリア	活動する曜日・時間
野球	いただき ふじ 頂 富士	中学 1 年 ～ 中学 3 年	須津中・吉原北中・ 吉原第三中・元吉原中	土または日 (3 時間)
	吉原リンクス		吉原第一中・吉原第二中	
	かりがね BBC		富士川第一中・富士川第二中・ 岩松中	
	富士ホークス		富士中・鷹岡中	
	富士サザンベイ BBC		田子浦中・富士南中	
	サンシャイン富士		岳陽中・大淵中	
サッカー	Football Academy&Park (通称:エフアカ)	中学 1 年 ～ 中学 3 年	原則、富士川第一中・ 富士川第二中・岩松中・富士中	月・水・金 (1 時間 45 分) 休日は状況に より異なる
	FC 大淵		原則、大淵中・吉原北中・ 吉原第三中・須津中 ※上記エリアの小学生と 小学生未満も参加可	火・水・金 (1 時間 30 分) 土または日 (1 時間 30 分)
	Rosante Fuji SC.Cerro		原則、鷹岡中・岳陽中	水・金 (2 時間) 土(3 時間) 日は隔週で実施
	Rosante Fuji SC.Villa		原則、吉原第一中・吉原第二中	木・金 (2 時間) 土(3 時間) 日は隔週で実施
	Rosante Fuji SC.Costa		原則、富士南中・田子浦中・ 元吉原中	月・金 (2 時間) 土(3 時間) 日は隔週で実施
剣道	EAST 富士	小学 4 年 ～ 中学 3 年	吉原第一中・吉原第二中・ 吉原第三中・須津中・元吉原中・ 田子浦中・吉原北中・大淵中	土： 18 時～21 時
	WEST 富士		富士川第一中・富士川第二中・ 岩松中・富士中・富士南中・ 鷹岡中・岳陽中	

部活動になかった多種多様なクラブ

種目	クラブ名	対象学年	対象エリア	活動する曜日・時間
空道	大道塾 富士山支部 (空道)	中学 1 年～ 中学 3 年	市内全域	日： 8 時 30 分～10 時
アルティ メット	富士市 フライングディスク クラブ	小学 6 年～ 中学 3 年	市内全域	火・木： 17 時 30 分～19 時
和太鼓	富士山 和太鼓クラブ	小学 5 年～ 中学 3 年	市内全域	土または日 (3 時間)
K-POP ダンス	K-POP ダンス部 (ふじ未来部)	小学 3 年～ 高校生	市内全域	小学生 土：13 時～14 時 中学生・高校生 土：14 時 30 分～16 時
クリエ イター	クリエイター部 (ふじ未来部)	小学 4 年～ 高校生	市内全域	月：16 時 30 分～18 時 土(月 1 回)： 9 時 30 分～11 時
起業	起業部 (ふじ未来部)	小学 5 年～ 高校生	市内全域	木：17 時～18 時 30 分
広報 キカク	広報キカク部 (ふじ未来部)	小学 4 年～ 高校生	市内全域	土(隔週)： 14 時～15 時 30 分
宇宙 科学	宇宙科学部 (ふじ未来部)	小学 4 年～ 高校生	市内全域	月 2 回隔週で実施 金：16 時 30 分～18 時 土：9 時 30 分～11 時

報告事項 （４）モデル事業について

昨年度に引き続き、今年度も課題を洗い出すこととともに実施種目において円滑に地域展開等することを目的に、スポーツ・文化の各種目においてモデル事業を実施する。保険料を含む一定の参加費を徴収して実施する。

【部活動にある種目】

- （１）女子ソフトボール
10月から、毎月第１・第３土曜日の午後に富士川河川敷で実施する。
富士市ソフトボール協会が主催。
- （２）バレーボール
富士市バレーボール協会とモデル事業実施に向けて検討中。
- （３）卓球
富士市卓球協会とモデル事業実施に向けて検討中。
- （４）吹奏楽
文化振興財団（ロゼシアター）とモデル事業実施に向けて検討中。

【多種多様な種目】

- （１）ボウリング
地域クラブ化を目指したモデル事業として実施する。
民間事業者が主催。
- （２）IT部
地域クラブ化を目指したモデル事業として実施する。
民間事業者が主催。
- （３）国際観光部
昨年度も実施。
地域クラブ化を目指したモデル事業として実施する。
民間事業者が主催。
- （４）型染め
文化芸術部の活動の一つとして、モデル事業を実施する。
富士の型染と実施に向けて検討中。
- （５）百人一首
地域クラブ化を目指したモデル事業として実施する。
文化振興財団（ロゼシアター）が主催。
- （６）将棋
地域クラブ化を目指したモデル事業として実施する。
文化振興財団（ロゼシアター）が主催。

富士市認定地域クラブ活動「FUJI☆KATSU」を支える補助金制度ができました！

【認定地域クラブを対象とするもの】

富士市認定地域クラブ活動費補助金

休日の認定地域クラブ活動を行う認定地域クラブに対し、活動に要する経費の一部を補助します。クラブの活動を支えることにより、参加費をできるだけ廉価に抑えるよう、今後クラブにお願いしていきます。

【補助対象となるクラブ】

- ・富士市教育委員会が認定した「認定地域クラブ」
- ・参加生徒数が5人以上を見込む
- ・他の補助金等の交付を受けていない

【補助金の額】

補助対象経費の合計額から参加費等の収入額を引いた額
補助単価を超えるときは補助単価の額が上限

【補助対象経費】

- ・指導者等への謝金
- ・大会参加及び遠征等の経費
- ・通信運搬費
- ・印刷製本費
- ・消耗品費、備品購入費
- ・会場使用料
- ・保険加入に要する経費
- ・役務費など

【補助単価（年間の上限額）】単位：円、ス（スポーツ活動）、文（文化芸術活動）

	月4回活動	月3回活動	月2回活動	月1回活動
生徒27人以上	ス 673,000	ス 550,000	ス 427,000	ス 305,000
指導者3人以上	文 691,000	文 569,000	文 446,000	文 323,000
生徒13人以上26人以下、	ス 576,000	ス 475,000	ス 373,000	ス 272,000
指導者2人以上	文 596,000	文 494,000	文 393,000	文 291,000
生徒5人以上、	ス 423,000	ス 356,000	ス 290,000	ス 224,000
指導者1人以上	文 443,000	文 377,000	文 311,000	文 245,000

富士市地域クラブ活動指導者資格取得支援補助金

「認定地域クラブ」において、指導者または指導者等として活動する意欲がある方に対して、新たに公認指導者資格を取得する際の費用を補助します。

【補助対象となる方】

市税を完納している方で下記のいずれかに該当する方

- ①富士市認定地域クラブに所属し、新たに指導者資格を取得または上位の指導者資格を取得する方
- ②認定地域クラブとして認定されていないが、認定地域クラブを目指す団体に所属し、新たに指導者資格又は上位の指導者資格を取得しようとする方

※②については、所属する団体が、補助金の交付申請のあった年度内に認定地域クラブとして認定された場合に限り、補助金の交付を決定します。

【補助対象となる経費と額】

- 補助対象経費：指導者資格の取得に要した費用の総額
※1人につき、1つの資格のみを補助対象とします
- 補助金額：補助対象経費の2分の1以内（1人当たり2万円を限度とする）



【FUJI☆KATSU に参加する生徒を対象とするもの】

富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金

認定地域クラブ活動に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。

【補助対象となる方】

次の要件のすべてに該当する中学生の保護者

- ・富士市認定地域クラブの活動に参加している
- ・参加に係る費用を全額自己負担している
- ・就学援助の支給決定を受けている又はこれに準ずる者



【補助対象となる経費と額】

認定地域クラブの活動に参加するために支払った費用のうち、就学援助の支給決定を受けている期間に係る次の経費

経費	上限額（生徒1人当たり年額）
参加費（月会費、年会費）	36,000 円（1月当たり 3,000 円）
保険料	800 円

FUJI☆KATSU
ーフジカツー



【担当】教育総務課教育政策担当

電話：55-2865

Mail: kyouiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

部活動の地域展開に向けた体制整備について（案）

1 趣旨

富士市では、部活動種目の地域展開において、団体からの「手上げ」により地域クラブを一律に認定するのではなく、各競技・活動の協会・連盟等と連携し、中学生にとってより良い活動環境を整えることを基本として、地域展開を進めている。

国は、改革実行期間内（R13 年度）に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとする。基本方針には、休日・平日ともに時期未定と示しており、地域クラブごとに、指導者、活動場所、運営主体、安全管理、費用負担等の体制を整備する必要があるため、現時点では、体制が整った種目から順次展開され、種目間で進捗に差が生じている。

少子化、学校規模により選べる部活動に差があること、部活動の任意加入による部員数の減少、部活動数の減少などの状況から、地域展開を加速し、様々な活動を選択できるようにすることが重要である。

今後は、現在展開が進んでいる種目の充実に加え、未展開の種目についても、令和 13 年度を一つの到達目標として、全種目を対象とした種目ごとの中長期的な整備を進める必要がある。

2 富士市における部活動地域展開の主な課題

（1）活動機会の確保

- ・ 部員数の減少に伴い、学校で実施できる種目が減少
- ・ 種目によって地域展開の進捗に差が生じている
- ・ 男女別の活動では、必要な指導者・会場をそれぞれ確保する必要がある

（2）指導者・運営体制の確保

- ・ 指導者、活動場所、運営主体の確保が必要
- ・ 教員の休日負担が十分に軽減されていない
- ・ 兼職兼業により、教員間で休日の活動への関わり方に差が生じている

（3）多様なニーズへの対応

- ・ 初心者や運動が苦手な生徒にも対応する技術指導が必要である
- ・ 文化芸術活動を希望する生徒の活動機会も確保する必要がある

3 地域展開の推進

① 種目・活動ごとの計画的な整備

未展開の種目についても、早期に課題を把握し、協会・連盟、地域団体、民間事業者等との協議を進める。

【各種目・活動の協議の状況】

種目・活動	進捗状況
ソフトボール	ソフトボール協会関係者、部活動顧問と協議中 R8の9月以降、モデル事業を実施予定 R10年度の地域展開を目指し整備を進めている。
バスケットボール	バスケットボール協会理事会にて、地域展開について周知。部活動顧問と協議を開始。モデル事業等については未定
バレーボール	バレーボール協会関係者、部活動顧問と協議中 モデル事業等については計画中
ソフトテニス	ソフトテニス協会関係者と協議を開始予定 モデル事業等については未定
卓球	卓球協会関係者、部活動顧問と協議を開始 モデル事業等については計画中
陸上	陸上協会関係者、部活動顧問と協議を開始 R7年度にモデル事業を実施 今後も地域展開に向けた協議を進める。
水泳	未定
柔道	未定
吹奏楽	吹奏楽関係者、部活動顧問と協議を開始予定 R6・7年度にモデル事業を実施、R8もモデル事業を実施予定 富士市文化振興財団（ロゼ）が中心となり、R10年度からの地域展開を目指す

② 令和13年度を見据えた段階的な移行

令和13年度に一齐に地域クラブへ移行するのではなく、令和9年度以降、段階的に整備する。
令和13年度に中学生となるこどもたちが、入学時点で活動を選択できるようにする。

③ 地域の実情に応じた柔軟な活動形態

種目単位での整備が難しい場合には、次のような形態も検討する。

- ・初心者向け・体験型
- ・競技志向と生涯スポーツ志向を分けた活動
- ・民間事業者等を活用した活動

④ 休日の地域展開を基盤とした平日への拡大

休日の活動体制を整えた上で、可能な種目・地域から平日の地域展開についても環境整備を進める。

4 整備の進め方

種目ごとに、次の段階を踏んでさらなる地域展開を進める。

1. 現状把握 （部員数、活動状況、指導者、会場、運営主体等を確認 ）
2. 課題整理 （種目ごとの課題を整理 ）
3. 地域資源の発掘 （協会・連盟、地域団体、民間事業者等を把握 ）
4. 試行活動 （体験会、モデル事業等を実施）
5. 改善 （生徒、保護者、教員、指導者等の意見を反映 ）
6. 本格展開 （運営・安全管理・費用等を整え、継続的に実施 ）

5 今後の具体的な取組

（1）種目別の整備計画の作成

全種目について、次の事項を整理した「種目別整備計画」を作成する。

- ・ 運営主体
- ・ 必要な指導者数
- ・ 活動可能な会場
- ・ 想定される費用
- ・ 安全管理体制
- ・ 令和 13 年度までの工程

（2）未展開種目への早期対応

未展開種目について、協会・連盟、地域団体、学校、民間事業者等との協議を早期に開始し、試行活動（**モデル事業・体験会**）につなげる。

（3）活動機会の格差への対応

種目や地域によって活動機会に差が生じないように、次の取組を検討する。

- ・ 複数校（エリア）での合同活動
- ・ 初心者向け・体験型活動の充実
- ・ 指導者・会場の市全体での調整（学校施設利用の整備）

6 提案事項

本市において、次の事項を進めることを提案する。

1. 令和 13 年度を 1 つの到達目標とした、全種目対象の中長期的な種目別整備計画を作成する。
2. 種目ごとに現状と課題を整理し、協会・連盟等と連携して段階的に整備を進める。
3. 未展開種目についても、早期に試行活動（モデル事業、体験会）を開始する。
4. エリア制、セントラル制だけでなく、初心者向け活動等、柔軟な活動形態を検討する。
5. 活動場所について、市全体で支援・調整する仕組みを構築する。
6. 休日の地域展開を基盤として、可能な種目から平日の地域展開を進める。
7. 生徒、保護者、教員、地域団体等の意見を継続的に把握し、改善を行う。

資料 6－2 は当日配布・当日回収資料のため非公開

部活動に参加している中学生徒数(1・2年生)の推移

スポーツ種目ごとの生徒数の推移(1・2年生の合計)

種目	R4	年度 R7	R8	減少率 (R4→R8)
野球	139	125	101	-27.3% ↓
ソフトボール女	46	45	45	-2.2% ↓
ソフトテニス男	284	280	280	-1.4% ↓
ソフトテニス女	289	244	256	-11.4% ↓
バレーボール男	158	178	167	+5.7% ↑
バレーボール女	325	259	224	-31.1% ↓
バスケットボール男	336	225	194	-42.3% ↓
バスケットボール女	201	206	196	-2.5% ↓
サッカー	327	248	201	-38.5% ↓
剣道(男女)	141	77	51	-63.8% ↓
柔道(男女)	54	20	20	-63.0% ↓
水泳(男女)	78	78	56	-28.2% ↓
陸上競技(男女)	369	278	264	-28.5% ↓

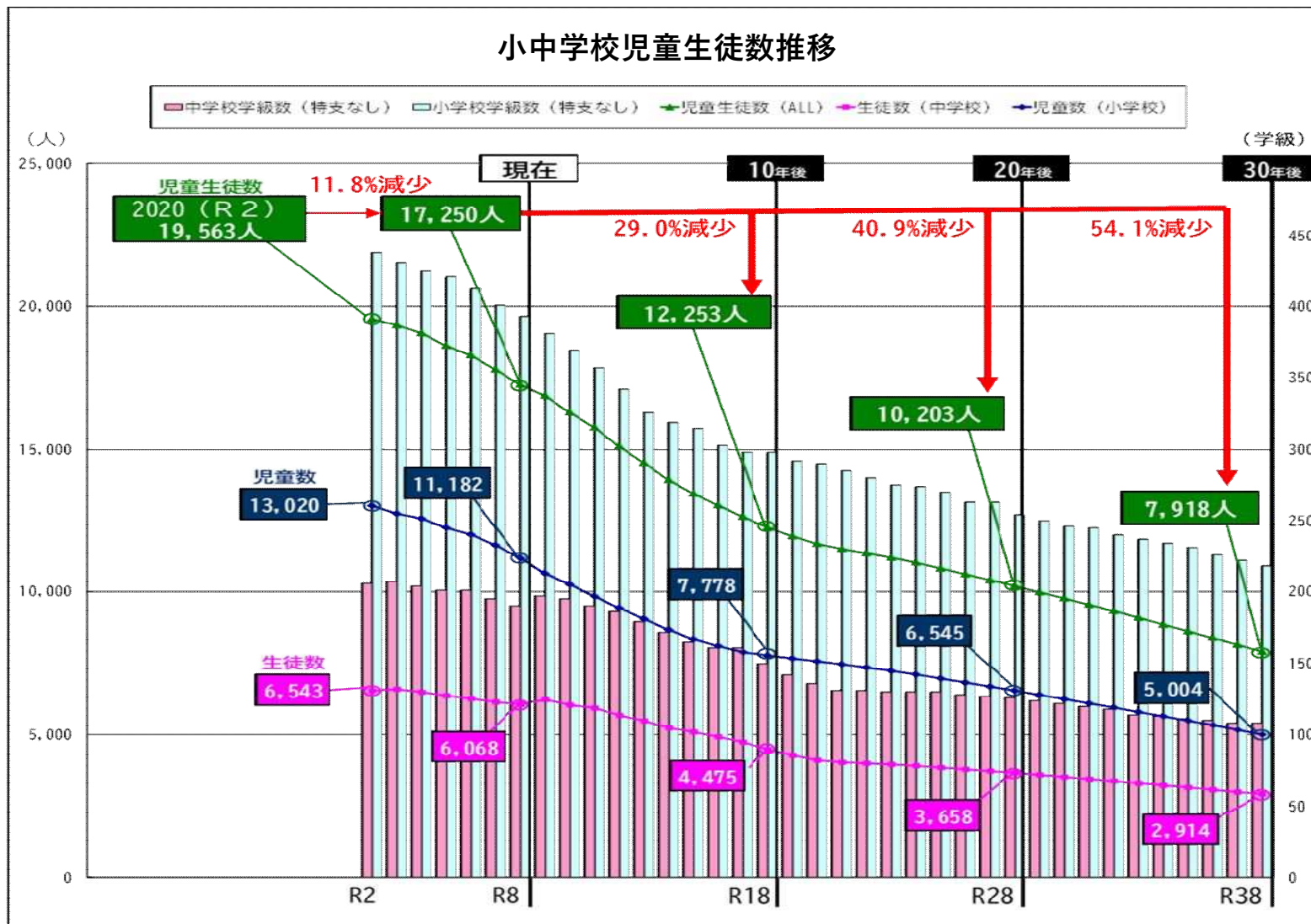
文化活動ごとの生徒数の推移(1・2年生の合計)

種目	R4	年度 R7	R8	増減率 (R4→R8)
吹奏楽(男女)	307	318	267	-16.0% ↓
美術部	311	308	237	-23.1% ↓
手芸・茶道部	27	43	41	+51.9% ↑
科学	45	49	37	-17.8% ↓
パソコン	99	55	28	-71.7% ↓
総合文化	69	39	32	-53.6% ↓
地域活性部	12	17	0	-100.0% ↓
園芸	1	1	0	-100.0% ↓

中学校区別生徒数推移

資料 6－4

中学校区	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
吉原第一中学校	574	564	572	519	505	460	460	433	416
吉原第二中学校	492	529	533	520	516	524	508	513	479
吉原第三中学校	348	351	339	315	301	300	276	259	225
元吉原中学校	140	135	134	137	125	112	100	91	90
須津中学校	295	290	294	282	282	266	260	226	203
大淵中学校	313	295	280	272	249	221	185	175	151
富士中学校	633	585	599	586	589	565	549	513	523
田子浦中学校	266	275	288	312	336	336	344	324	326
岩松中学校	534	536	527	529	513	486	457	457	466
富士南中学校	720	747	741	724	717	680	695	641	663
鷹岡中学校	444	426	438	422	432	403	387	391	373
岳陽中学校	702	678	693	714	714	671	629	596	579
吉原北中学校	300	264	264	252	240	224	203	214	209
富士川第一中学校	153	153	161	173	163	148	127	119	123
富士川第二中学校	154	164	151	142	117	111	103	90	85
合計	6,068	5,992	6,014	5,899	5,799	5,507	5,283	5,042	4,911



※令和8年度以降は推計 [第六次富士市総合計画 後期基本計画の中位推計より]

令和 1 3 年度までの地域展開に向けた取組案

種目		改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）			
		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
学年	小5	小5	小6	中1	中2	中3	-----	
	小4	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
	小3	小3	小4	小5	小6	中1	中2	
	小2	小2	小3	小4	小5	小6	中1	
サッカー	休日	地域展開開始						休日の地域展開全面実施
	平日	地域展開開始						
野球	休日	地域展開開始						
剣道	休日	地域展開開始						
ソフトボール	休日	R8・9モデル事業実施			R10地域展開予定			
バレーボール	休日	R8モデル事業実施	-----	R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			-----	
卓球	休日	R8モデル事業実施	-----	R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			-----	
バスケットボール	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			
ソフトテニス	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			
陸上	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			
水泳	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			
柔道	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			
吹奏楽	休日	R8・9モデル事業実施			R10地域展開予定			
その他の文化部	休日				R13年度の休日の地域展開に向けた体制整備			

休日の地域展開全面实施

※ 現時点でのスケジュール案

FUJI☆KATSU 応援企業等登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、官民協働により部活動の地域展開を推進し、全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動環境を提供するとともに、持続可能な活動体制を構築するため、必要な支援を募る FUJI☆KATSU 応援企業等登録制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) FUJI☆KATSU 富士市が認定する地域クラブの活動をいう。
- (2) 応援企業等 FUJI☆KATSU の趣旨に賛同し、資金、物品、人材、施設、技術、広報その他の方法により支援する企業又は団体をいう。

(登録申請)

第3条 応援企業等として登録を受けようとするものは、FUJI☆KATSU 応援企業等登録申請書（第1号様式）を提出し、又は電子申請システムにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとするものは、応援企業等の概要、次に掲げる協力可能な内容その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

- (1) 活動に必要な物的又は財政的な支援
- (2) 活動場所、備品、設備等の提供又は貸与
- (3) 生徒の体験、学習、交流等の機会の提供
- (4) FUJI☆KATSU に関する情報発信及び普及啓発
- (5) その他市長が必要と認める協力

(審査、登録等)

第4条 前条に規定する申請があった場合には、市長は、申請内容を審査し、適当と認めたものについては応援企業等として登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の訂正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の風俗営業又は同条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する場合
- (2) 暴力団又は暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）が活動に関わる場合
- (3) 宗教活動又は政治活動に関わる場合
- (4) 各種法令等に違反し、又はそのおそれがある場合
- (5) 生徒、保護者その他関係者の利益を不当に害するおそれがある場合
- (6) その他応援企業等への登録が適当でないと認めた場合

2 市長は、前項ただし書の規定により、応援企業等として登録しないときは、その理由を付して当該申請者に FUJI☆KATSU 応援企業等登録不承認通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(協力内容の確認)

第5条 市長は、応援企業等に対し、協力内容、実施時期、連絡窓口その他必要な事項について確認することができる。

(名称等の使用)

第6条 応援企業等は、市長が定める方法により、「FUJI☆KATSU 応援企業等」の名称等を使用することができる。

2 前項の規定による使用に当たっては、FUJI☆KATSU の趣旨を損なう表示、誤解を招く表示その他不適切な表示をしてはならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、応援企業等に対し、名称等の使用の停止又は使用方法の変更を求めることができる。

(費用負担等)

第7条 原則として、応援企業等の登録及び協力は、無償とする。ただし、当該応援企業等とその支援を受ける団体が別途サービスの有償化について合意した場合は、この限りでない。

(個人情報等の取扱い)

第8条 応援企業等は、協力の伴い知り得た生徒、保護者その他関係者の個人情報を適正に管理しなければならない。

2 応援企業等は、正当な理由なく、協力の伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。応援企業等ではなくなった後も、同様とする。

(登録の取消し)

第9条 応援企業等は、登録の取消しを受けたいときは、FUJI☆KATSU 応援企業等登録取消届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援企業等の登録を取り消すことができる。

(1) 応援企業等が第4条第1項各号に該当することが明らかになったとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 正当な理由なく教育委員会の求めに応じないとき。

(4) その他各種法令違反等、登録を継続することが適当でないと認めたとき。

3 市長は、応援企業等としての登録を取り消したときは、FUJI☆KATSU 応援企業等登録取消通知書（第4号様式）により、当該応援企業等の代表者に対し、通知するものとする。

4 登録を取り消された企業又は団体は、直ちに「FUJI☆KATSU 応援企業等」の名称等の使用を中止しなければならない。

(免責)

第10条 応援企業等による協力は、市長が特定の企業又は団体、商品、サービス等を推奨し、又はその安全性、品質等を保証するものではない。

2 応援企業等の協力に関して生じた事故、損害その他生じた問題については、関係者が協議の上、法令及び合意内容に基づき対応するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、応援企業等の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

FUJI☆KATSU 応援企業等登録申請書

年 月 日

(宛先) 富士市長

名称

申請者

代表者職氏名

FUJI☆KATSU 応援企業等として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

名称	
所在地	〒 ー
担当部署	
担当者氏名	
担当者連絡先	
担当者メールアドレス	
協力内容	金銭協賛・物品提供・場所提供・講師派遣・体験機会提供・ 広報協力・その他
具体的な協力内容	
ウェブサイトへの掲載コメント ※200 文字以内で記入してください。	
申請に当たっての宣誓事項	☐ 下記事項のいずれにも該当しません。 ・ 風俗営業又は性風俗営業に関わっていません。 ・ 暴力団又は暴力団員等が活動に関わっていません。 ・ 宗教活動又は政治活動に関わっていません。 ・ 各種法令等に違反していません。 ・ 生徒、保護者その他関係者の利益を害しません。

第2号様式（第4条関係）

FUJI☆KATSU 応援企業等登録不承認通知書

年 月 日

様

富士市長 金指 祐樹 印

年 月 日付で申請された FUJI☆KATSU 応援企業等の登録について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

不承認の理由	
--------	--

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 富士市長

名称

届出者

代表者職氏名

FUJI ☆KATSU 応援企業等登録取消届

FUJI ☆KATSU 応援企業等の登録を取り消したいので、FUJI ☆KATSU 応援企業等登録制度実施要領第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

名称	
取消日	年 月 日

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

富士市長 金指 祐樹

FUJI☆KATSU 応援企業等登録取消通知書

下記の理由により登録を取り消すこととしましたので、FUJI☆KATSU 応援企業等登録制度実施要領第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 登録取消の理由

文化芸術活動について（案） ※イメージ図

